

相続税・贈与税に関する専門家会合（第1回）終了後の記者会見議事録

日 時：令和4年10月5日（水）17時05分

場 所：財務省第1特別会議室

○宮下企画官

今日、相続税・贈与税の専門家会合の第1回目が開催されましたので、その状況について御説明いたします。

この専門家会合については、既に中里会長が9月16日の総会で御説明されたとおりでありますが、資産移転の時期の選択に、より中立的な税制の構築等に向けた相続税・贈与税の在り方について、今後の総会における議論の素材を整理するために設置されたものです。

今回は、第1回目ということで、冒頭に増井座長からメンバーの方々の御紹介があった後で、事務局から相続税・贈与税をめぐる経済社会の状況、相続税・贈与税の制度と課題について資料の説明を行いました。その後、議論が行われました。

増井座長から、この専門家会合では中期的な課題と当面の課題に分けて議論してはどうかのお話があり、本日は中期的な課題について議論することとなりました。課税方式の見直しを含め、相続税・贈与税の在り方について議論が行われたところです。

具体的には、課税方式や、所得税との関係も含めて、経済学・法律学・実務、それぞれの視点から幅広い御議論をいただいたものと思っております。

以上です。

○記者

今日、冒頭に中期的と当面の課題、それぞれ説明があったと思うのですが、次回以降の議論というのは、当面の課題について3つほど説明があったと思うのですが、最初に確認させてください。

○宮下企画官

増井座長からは、当面の課題として次のようにおっしゃられたと思います。「現行の課税方式の下、相続時精算課税制度の使い勝手の向上」、「暦年課税による相続前の贈与の加算期間の見直し」、「各種の贈与税の非課税措置についてどのように考えるか」、その3つが当面の対応としては論点として考えられるかという御発言があったと思います。

○記者

その上で、まずこの専門家会合で、当面の課題というところが次回以降の議論を基に一定の結論を出していくことになると思うのですが、現状として、この専門家会合をどのくらいの頻度で進めた上で、どのくらいに一定の結論を得たいと考えているのか、その辺りのめどが分かれば教えてください。

○宮下企画官

今日は、増井座長から、中期的な課題と当面の課題の2回に分けて議論したいというお話があったと思います。したがって、次回の会合では、現行の課税方式の下で、今申し上げたような当面の対応について議論されるものと思料いたしますが、その日程については、事務局としては増井座長やメンバーの方々と御相談しながら考えていきたいと思っております。

○記者

この専門家会合も次回は当面のところだと思うのですが、ゴールとしてはどのような形を今の時点で考えていらっしゃるのでしょうか。

○宮下企画官

今申し上げたとおり、事務局としては増井座長やメンバーの方々と御相談しながら考えていくということだと思います。

○記者

次回で終わりというわけではないですよね。次回以降、3回目、4回目と続いていくということですか。

○宮下企画官

その辺りも、まさにこれから先生方と相談しながら考えていきたいと思っております。

○記者

次回で終わりになる可能性もありますか。

○宮下企画官

それはちょっと分かりませんが、まさに今申し上げたとおりかなと思います。

○記者

先ほど、当面の課題を3つ挙げていただいたのですが、中長期の方も教えていただけますか。

○宮下企画官

中長期的の方はこのようにおっしゃられたと思います。中長期の課題としては、現行の法定相続分課税方式の見直しも含め、相続税・贈与税の在り方について、どのような方向性が考えられるかといったことが論点として考えられるかと思えますと増井座長はお話しになったと思います。

○記者

もう一点、当面と中期とあったのですが、それぞれ何年スパンぐらいのイメージで考えればいいのですか。中期だと10年とか、それこそ20年とか、そういうスパンなのかみたいところは。

○宮下企画官

具体的にどのぐらいの長さかというのは、私の方から申し上げることでもないですし、そこはなかなか難しいかなということかと思えます。ただ、繰り返しになりますけ

れども、当面やらなければいけないことと、もうちょっと将来の大きな在り方ということだと思えます。

○記者

今日、特に終盤のところで、格差についてどう捉えるのかというところが専門家の委員の中でも様々な意見があったと思うのですがけれども、税制の中立化とか経済活性化という視点を、相続時精算課税の使い勝手をよくしていくというのは、そこに利する部分はあると思うのですがけれども、一方で、格差ということについても今後論点として議論していくテーマに次回以降もなっていくというような形として、今回、議論を事務局として受け止められたか。今日から見えてきた、今後の議論をする上での論点として、そういう格差というところも議論していく視点として重要なのかと捉えているのかどうか。その辺りを伺えたらと思えます。

○宮下企画官

相続税・贈与税というものは、もともと格差の固定化防止というのが一つの課税の考え方としてあるわけです。当然、この専門家会合では、資産移転の時期に対する中立性を高めていくということをお議論いただくわけですがけれども、その際には、同時に相続税・贈与税のこれまで考えられてきた役割に当然留意しながら、それも認識しながら中立化をどう図っていくかということなのだと思います。

[終了]